

# Face 顔

知力と行動力を兼ね備え

皆さんはかつて放送されていたテレビのクイズ番組「クイズ\$ミリオネア」を覚えていますか？ 今年の春から邑楽館林農協青年部の部長に就任した福地さんは、31歳のときに一念発起し、この番組に出場しました。その結果、福地さんは見事に稲刈りで使用する大型コンバインの購入資金100万円を獲得した実績をもつ知力と行動力があふれる農業者です。

大学と会社で農業を学ぶ

福地さんは高校卒業後、筑波大学第二学群農林学類に進学し、高度な農業技術を学びました。大学を卒業するときの進路相談で、担当助教授に「卒業後すぐに就農するより



福地 博光さん

## 全国各地で学んできたことを 地元に戻元していきます！

**Profile**  
ふくち・ひろみつ 西岡新田在住／大学卒業後、板倉町に帰郷しサラリーマン経験をj経てから就農。水稲と施設キュウリを栽培。今年の春より邑楽館林農協青年部の部長に就任。



農協青年部長に就任して

も、一度会社に就職したほうが社会勉強になるのでは」と勧められたことから、卒業後は園芸設備を取り扱う会社に入社しました。会社員時代はイチゴの養液栽培の栽培相談のために北は仙台市、南は久留米市と全国を飛び回る日々だったそうです。

邑楽館林農協青年部は現在部員が約190名おり、そのうち板倉支部の部員は70数名。主な活動内容は農協運動の推進、技術や経営の研究会、親睦会、食育活動などの地域社会に貢献する事業です。農協青年部の合併から3年が過ぎた現在も「いまだに各地域別の活動も多く地域間の壁を感じる事もあり、一つにまとめる真の合併が3年任期内の課題」だそうです。

福地さんは2年前から青年部内で独身者が集う会「婚活会」の活動にも参加してきました。福地さんもこの会で知り合った女性と7月に結婚したばかりの新婚さんです。

また、「町民のかたに農業への理解を深めてもらえるような事業も検討したい。婚活事業に女性の参加者が少ないので、ぜひ参加してほしい」とのことです。

■レポーター  
広報編集委員  
齋藤 治久



## サイエンス

東洋大学 食環境科学部  
健康栄養学科  
宮越 雄一 准教授



■主な研究テーマ  
・酸化ストレスマーカーを用いた活性酸素による健康影響評価

さまざまな生体分子を攻撃する活性酸素

今年4月、健康栄養学科に着任された宮越准教授は、以前たばこや食品に含まれる発がん物質を事前にチェックするスクリーニング法の研究をしていました。

がんの原因のひとつといわれる活性酸素は、生体内で過剰に生成されると、さまざまな生体分子を攻撃し、細胞を傷つけます。生体は抗酸化酵素や抗酸化物質により制御されていますが、活性酸素とのバランスが崩れ酸化ストレスの方に傾くと、核酸、たんぱく質、脂質などの生体内の重要な構成成分を傷つけ、発がん、老化促進、糖尿病、動脈硬化症、神経変性疾患などを引き起こすことが報告されているそうです。

バイオマーカーを用いた酸化ストレスの把握

さまざまな病態に活性酸素が密接に関与することから、活性酸素による酸化ストレス状態を早期に把握するバイオマーカー（生物指標）を用いることが病態把握のためにも重要と宮越准教授は話します。その中でも、発がんや老化に関する酸化ストレスのバイオマーカーとして、8-OHdG（活性酸素で傷つけられた遺伝子）が広く利用されており、宮越准教授の研究室では、培養細胞などを用いて酸化的DNA損傷の評価や健康食品・サプリメントなどを用いた抗酸化能の評価を行っているそうです。

宮越准教授の研究には、将来がん予防やアンチエイジングにつながる成果が期待されます。

■レポーター 広報編集委員 中島 初枝

## 活性酸素による健康への影響を読み解く



みんなの

はがき・電話・FAX・Eメールでのご意見、ご質問、感想など「みんなの声」をお待ちしています！

Q 強引な業者の買取り クリーニング・オフは？

「不用品を買取る」と電話があり業者に自宅訪問してもらったのですが、業者の男性は用意していたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきました。「ない」と断ると、「絶対に何もないのか」などとあまりにもしつこく言われました。仕方なく金の指輪を見せると、「それを売ってほしい」と言われました。何度も断りましたが男性の様子が怖く、なかなか帰ってくれないため、諦めて売却し、約2万円を受け取りました。

冷静になると後悔の気持ちが強くなり、数日後、「返してほしい」と連絡しましたが、「すでに手元にはないし、クリーニング・オフはできない」と断られてしまいました。本当

にクリーニング・オフはできないのでしょうか。

(匿名希望)

A 訪問購入についてもクリーニング・オフ導入

最近、家庭を訪問した業者が貴金属を強引な手法で買い取る訪問購入に関する相談が多く寄せられています。

平成25年2月21日より、訪問購入についてもクリーニング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に品物を訪問購入業者から取り戻すことができるようになります。

また、売買契約をしたとしても商品をその場で引き渡す必要はありません。ただし、クリーニング・オフが適用されないものもあるので、注意が必要です。売却したくない場合はきっぱり断りましょう。

※クリーニング・オフが適用されない商品  
自動車（2輪を除く）、家電、家具、書籍、有価証券、CDやDVD、ゲームソフト類  
問合せ 消費生活センター  
82-17830（なやみなし）